

ただいまの公明党議員団を代表して、
近藤 光則（こんどう みつのり）議員からのご質問に、
順次、お答えをさせていただきます。

1

はじめに、ベーシック サービスについて お
答えします。

私は「子どもの幸せ No 1」をかかげ、こども
施策の 更なる充実に 力を入れ、特に 子育て世
代の経済的 負担を徹底的に軽減することを 訴
えて、この間、区立小・中学校、幼稚園、都立の
特別 支援学校に通う 北区に居住する児童生徒
等の 恒久的な 給食費の無償化に加えて、実現、
ご提案してまいりました。今後も北区で できる
ことを 積極的に実施、実現して参ります。

一方で、給食費の無償化はもとより、医療、介
護、大学などの 無償化は、本来、国の責任にお
いて 社会保障制度のあり方と共に、財源を含め、
検討されるもの と考えています。

引き続き、国に対して、子育て世代の 経済的負担の 軽減策はじめ、ベーシックサービスについても 議論を進めていくよう、求めてまいります。

2 (1) (2) (3)

次に、都区 財政 協議について、お答えします。

まず、協議の状況と 合意の見通し についてです。

昨年12月に始まった 令和5年度 財調協議では、特別区から 児童相談所 設置区の区域においては、関連事務が法的に 東京都から特別区に 移管されていること、また それ自体が役割分担の 大幅な変更 に該当することから、その影響額に応じた割合 変更を行うべき と提案しました。

一方、東京都は、都区間の役割分担の大幅な変更には あたらない。さらに 割合変更せずとも、

特別区の財政運営に支障をきたす 状況にない、との 考え方を示し、都区の意見の へだたりが大きく、現在に至るまで 協議は難航していました。

しかしながら、特別区における 児童相談所の 開設・運営には、都区の連携を一層進めていく必要があるため、双方とも課題解決に向けた議論の重要性は認識しており、この間、協議再開に向けた調整も進めてきたところです。その結果、財調 協議会の下（もと）に、新たな会議体を設置することとなり、現行の配分割合 55.1%を維持し、児童相談所 事務の 財調上の位置付けに関して 必要な議論を進めることを前提に、都議会 第三回定例会に都区 財政調整 条例の改正案が提出され、新たな単位費用により 算定額が計算されることになると認識しています。また、都区間の財源配分に関する事項については、引き続き 協議を深めていくこととし、令和5年度財調協議における論点を整理した上で、特別区と

しては、令和6年度 財調協議での合意を目指していくことになると考えています。

次に、東京都への対応などについてです。都議会議員時代、私自身も今回の都区 財政調整 協議の内容について、都 関係局との意見交換の場で、区立 児童相談所 等の開設・運営には、人材育成や都区の連携はもとより、都区 財政調整制度による安定的な財源の確保が不可欠である等、区側の意見を主張して参りました。引き続き、区長の立場としても 法定の制度である 財調制度を適正に運用する観点、そして特別区の自治を守る観点から、特別区長会が一丸となって東京都に粘り強く 考え方を伝えてまいります。

また、財源 配分のあり方については、今後も議論が継続となるため、昨年度に引き続き、各区 選出の都議会議員に対して、この問題のあり方を 情報提供し、特別区長会 全体として都議会への働きかけを行うとともに、特別 区議会議長会との連携も 重要と認識しています。その際

には区議会議員の皆様にも、特段のお力添えをお願いしたいと考えています。

長年の取組みにより実現した都区制度 改革の成果を無（む）にすることのないよう、特別区長会の考えをひとつにし、今後も強い姿勢で協議に臨んでまいります。

3（1）

次に、防災対策と災害発生後の BCP 業務継続計画についてのご質問に、順次、お答えいたします。

はじめに、北区の BCP 地震編の今後の改定についてです。

区では、災害が発生した場合に最優先に行うべき業務を事前に定め、短期間で 事業の復旧および平常 区政への 復帰を図ることを目的として、北区業務 継続計画〈地震編〉を策定しており、現在、検討中の「東京都北区 地域防災計画」の改定を踏まえ、令和 6 年度に改定に取り組

むことを予定しています。

区民の生命・身体・財産 及び社会 経済活動等を守ることは、区政の最大の責務であり、その役割を果たすためにも、行政機能の低下を最小限にとどめ、応急 対策業務とともに、区民生活に必要な 不可欠な行政サービスを、震災時と いえども停止することなく 継続するための体制を確立してまいります。

3 (2)

次に、介護事業者へのBCP策定支援についてお答えします。

感染症や自然災害が発生した場合にも、介護サービスが安定的・継続的に提供されることは重要であると認識しています。

区では、介護施設や事業所 におけるBCPの作成を支援するため、昨年6月には、介護事業者向けの研修会を開催し、170名の参加をいただきました。

また、昨年12月にBCPの策定状況についてアンケートを行ったところ、135事業所から回答があり、約7割の事業所が策定済み・策定のめどがついているとのことでした。一方、策定のめどがたっていないと回答した事業所からは、研修の実施を希望する声が多くあったので、本年11月に、再度、研修会を開催し、介護事業者のBCP策定を支援してまいります。

3 (3)

次に、震災での電源喪失における一般住宅やマンションなど集合住宅に対する非常用電源整備への補助金制度等の支援策についてです。

区としましても、災害時におけるマンションなど集合住宅の防災対策については重要な課題と考え、マンション防災対策マニュアルの経費を、本定例会の補正予算の中で提案したところ です。

今後、当該マニュアルの作成や、その後の普

及・啓発に取り組む中で、国や東京都の補助事業等との整合を図りながら、非常用電源設備などの停電対策をはじめ、様々な災害リスクに対する支援策の検討を行ってまいります。

3（4）ア・イ

次に、発災後のごみ処理についてです。

北区災害廃棄物処理計画においては、東京都からは、収集・運搬、中間処理の指導・助言や、最終処分受け入れ場所の確保、他府県への広域支援の要請などへの協力を受けることとしております。

また、国からは、「災害廃棄物処理支援ネットワーク」などの仕組みを活用し、専門家による指導・助言等や現地支援を受けることを想定しています。

ただし、地球温暖化に伴い、豪雨などの気象災害は頻発・激甚化しており、災害廃棄物の対策強

化は急務であると捉えております。今年度に予定されている東京都の災害廃棄物 処理計画の改定、並びに、北区 地域防災計画の改定を踏まえ、北区災害廃棄物 処理計画における受援の在り方についても検討を進めてまいります。

なお、広域的な災害廃棄物の 仮置場の確保につきましては、引き続き、特別区全体として、東京都に対して検討を進めるよう、求めてまいります。

3 (5)

次に、クラウド型 被災者支援 システムの活用促進についてです。

区では、大規模災害時において、より迅速かつ効率的に被災した方の 罹災証明書を発行するため、本年10月、クラウド型の「東京都 被災者 生活再建 支援システム 共同利用版」へ移行する予定です。

罹災証明書のオンライン申請によるコンビニ

交付を利用するためには、このシステムと「地方公共団体 情報システム機構」が提供するクラウド型 被災者支援 システムとのデータ連携が必要となります。

現在、東京都と同機構において、データ連携の実現に向けた協議が行われていると伺っており、できる限り早期に利用が可能となるよう、協議の状況を注視してまいります。

3 (6)

次に、移動トイレカーの導入と被災自治体との支援連携についてです。

災害時にトイレ機能が失われることは、被災者の心身の健康に大きく影響を及ぼすことであるため、区としても、災害時のトイレ確保の重要性を認識しており、引き続き、携帯トイレや簡易トイレ等を含め、災害用トイレの確保に努めてまいります。

ご提案のトイレカーについては、仮設トイレ

等との比較では、水洗で衛生的なものであり、さまざまな場所への設置が可能であることがメリットですが、大量の排せつ物への対応や保管場所や車の大きさによっては 運転手の確保といった点などが懸念されることから、他自治体における先進事例の調査・研究をしてまいります。

また、被災自治体との支援連携については、防災協定を締結している自治体をはじめとして、人的および物的な支援連携について、引き続き、検討してまいります。

3 (7)

次に、不燃化 特区の取り組みと成果について、です。

不燃化特区は、東京都の指定を受け、不燃化を推進し、「燃え広がらない・燃えないまち」の実現を図るもので、不燃 領域率の目標である、70%以上を目指しつつ、平成28年度より10ポイント以上向上させることを目標として

います。

区では、志茂・岩淵地区や十条駅周辺地区など4地区で、住宅市街地 総合整備事業、いわゆる密集事業に加え、不燃化特区事業として「建替え促進助成」「建替えプランの作成」等を実施するとともに、全戸訪問などによる、不燃化の必要性や制度の周知を図っています。

これまでに建替え促進助成による除却や建替えは500件を超えるなど、こうした取り組みにより、4地区の不燃領域率は、いずれも平成28年度と比較して、5ポイント程度向上するなど、着実に成果をあげています。

区としては、「燃え広がらない・燃えないまち」の実現に向け、より一層取り組んでまいります。

4 (2) ア

次に、職場のウェルビーイングについて、順次お答えいたします。

区民サービスのさらなる向上を図るには、職員がこれまで以上に 心身ともに健康で、生きが

いを持って働くことが 必要であることから、健康経営の取組みが大切であると認識しています。そのため、本定例会において、健康経営の取組みや研修 体系を見直すなど取組みを推進するための補正予算を計上いたしました。これにより、職員のモチベーション向上や 組織を活性化 させることを目指して参ります。ご提案のウェルビーイングについては、より広い概念ではありますが、健康経営の考え方と目標を同じくするものと考えています。区としては、健康経営などの取組みを推進し、区 職員全体のさらなる資質向上に努めてまいります。

4 (2) イ

また、職場のウェルビーイングの導入は、区内事業者にとっても 大変重要なことだと認識しており、こうした視点も含めて開始した、東京都北区 S D G s 推進企業 認証制度を区内事業者に広く周知し 活用を促すことで、ウェルビー

イングを含めた SDGs の取り組みをしっかりと定着させ、新たな顧客 獲得や取引先 拡大等、企業の戦略的 経営を後押ししてまいります。

さらに、健康 経営セミナーや各種 広報媒体を通じて、国や東京都のウェルビーイング登録制度の利用を促すなど、区内 事業所で働く方々のモチベーション向上や企業価値 向上に向けて、しっかりとサポートしてまいります。

4 (2) ウ

次に、児童相談所に従事する専門職員の特別区内の人事交流についてです。

現在、区では令和 8 年度の児童相談所の開設に向け、人材育成を行うため、他の 近隣自治体に職員を派遣しています。特別区 内の人事面での交流は、将来的な課題と認識していますが、まずは、特別区 職員研修所や東京都が実施している専門的な研修へ積極的に参加することで、専門職としての 資質向上に努めてまいります。

5 (1)

次に、新庁舎 建設と まちづくりについて、順次お答えします。

はじめに、基本設計のプロポーザルについてです。

新庁舎 整備事業は、区民の皆さまの関心が高く、長期にわたる事業です。その高い関心に応えるため、できるだけ情報を公開しながら、ご意見を伺い、誰もがその検討経過を確認できるようにしたいと考えています。

効果的な情報公開の取組の1つとして、最終審査の事業者プレゼンテーションの公開を行います。

基本設計事業者選定のプロポーザル審査では、優れた提案力と、自由な発想をもつ設計者を選定することと、最終審査の事業者プレゼンテーションも可能な限り公開できるように、審査委員会は、高度で専門的な知見を有し、公開プレゼ

ンテーションの経験もある外部 学識経験者 中心に構成いたしました。

5 (2)

次に、おくやみコーナーと年金事務所との連携についてです。

ご遺族の気持ちに寄り添い、区役所における手続きに関する不安や負担を少しでも軽減するため、区では、来年10月の仮称「遺族サポートデスク」の設置に向けて、準備を進めています。

この夏には、先行して 設置する区から、さまざまな状況を確認したうえで、ご紹介の 江戸川区も含めた3区について、訪問による調査を実施しました。

年金 事務所との連携につきましては、江戸川区からも、利用する ご遺族にとって、満足度の高い 取組と伺っており、区としても、年金事務所と協議し、検討を進めてまいります。

なお、「遺族サポートデスク」の設置について

は、所管委員会に報告いたします。

また、区と年金 機構とのオンラインによるやり取りについては、現状において 年金機構の情報照会のみ可能で、相互のやり取りはできませんが、デジタル社会が進むなかで、実現に向けた環境 構築がなされていくものと とらえています。

5 (3)

次に、マイナンバーカードの不具合についてです。

この度のマイナンバーカードのデータ連携等の不具合については、北区での該当 事例は存在しませんでした。こうした事案が重なると、区民の皆さまのマイナンバー制度への信頼を損ないかねないと危惧をしているところです。

現在、国の主導のもと、対象自治体による「マイナンバー総点検」が実施されておりますが、今後、総点検に基づく、再発防止対策等を講じることにより、国が責任を持って信頼回復に努め、マ

イナンバー制度の安定・安全な運用の取組みを
着実に進めていただきたいと考えているところ
です。

5（4）ア

次に、新河岸川河川管理通路への照明の設置
について、お答えします。

区内を流れる4つの河川沿いの水辺空間は、
区民の身近なゆとりや安らぎ、くつろぎを与え
る北区の魅力となる空間であるとともに、都市
の貴重なオープンスペースであり、地域の特性
に合わせた利活用を促進していく必要が有ると
認識しております。

ご提案の河川管理者である東京都に代わって、
区が新河岸川沿いの照明を設置することにつき
ましては、現在、街路、河川灯などのLED化事
業の加速化を図り、最優先に取り組んでおりま
すので、今後の検討課題とさせていただきます。

5（4）イ

次に、岩淵水門少年野球場のトイレについてお答えします。

トイレカーについては、災害時同様メリットはあるものの運用面に課題あるとともに仮設トイレについても衛生面の課題があり導入は難しい状況です。

5（5）

次に、歩道の整備について、お答えします。

歩道舗装の材質は、利用状況の変化に応じた技術開発が進み、環境面や景観面にも配慮した新しい材料が開発されていると認識しております。

今後の歩道舗装の選定では、新たな道路整備や改修において、バリアフリーの観点も含めた多様な利用者に適切に対応するとともに、地域の要望をはじめ、地域特性を踏まえた最適な舗装が望ましいと考えておりますので、ご提案の

ストリートプリントも含めて調査・研究してまいります。

5 (6) ア

次に、赤羽駅東口のまちづくりについてのうち、再開発エリアにとどまらない大規模なまちづくりについてお答えします。

区では、駅前の市街地再開発事業の事業化の動きを念頭に、地域が抱えるまちの課題を解消し、懸念される赤羽小学校の教育環境の確保・充実や、駅周辺の老朽化が進む公共公益施設の効果的効率的な更新を図りながら、魅力的なまちづくりを推進するため、今年度から2か年をかけて「赤羽駅周辺地区まちづくり基本計画」を策定する予定です。

同計画では、市街地再開発事業が予定される区域に、隣接する赤羽小学校敷地を加えた区域を「重点地区」と位置づけた上で、東口駅前広場をはじめ、開発が進む赤羽台地区や、後背地とな

る岩淵地区等の周辺区域を含めて検討対象区域と捉えており、一つの再開発事業区域にとどまらない視点で、具体的な土地利用や施設整備の方向性等を整理することとしています。

なお、第二地区準備組合からのご提案につきましては、同計画を策定する中で、その有効性や実現可能性等、あらゆる視点から検討を進めてまいります。

5（6）イ

次に、赤羽駅東口まちづくりのこれからの取り組みや今後の展開についてお答えします。

区内屈指の賑わいの拠点である赤羽は、「北区都市計画マスタープラン2020」の土地利用の基本方針で、「東京の北の商業拠点」と定めています。区としましては、この実現に向け、「赤羽駅周辺地区まちづくり基本計画」において、その道筋を明らかにしていきたいと考えています。

「まちづくり基本計画」の策定においては、地

域住民の皆さまにご理解いただけるよう、検討会での資料や議事内容の公表はもとより、計画策定の過程では「中間報告」を行い、ご意見をお伺いするなど、住民の皆さまの参画機会の確保に十分配慮してまいります。

また、赤羽駅東口地区のまちづくりや基本計画策定の状況等については、今年3月に創刊した「赤羽プレス」のほか、新たな媒体や手法も活用しながら、今後も、積極的な情報発信に努めてまいります。

5 (7)

次に、赤羽駅周辺の新たな賑わいの創出についてお答えします。

赤羽駅西口側では、東洋大学やUR都市機構による土地利用が進み、今後もますます地域の賑わいや、活性化が期待できるところです。

さらに、今後は、赤羽台ゲートウェイ計画や、東京都による桐ヶ丘のまちづくりプロジェクト

の展開など、赤羽駅東口で進む市街地再開発事業を契機としたまちづくりとともに、区としましては、区内屈指の賑わいの拠点である赤羽駅周辺の一層の賑わいづくりに積極的に取り組んでいきます。

なお、ご提案いただきました赤羽緑道公園における飲食店等の屋台の設置については、公園沿いの良好な住環境の確保や公園利用者の利便性確保の問題が懸念されますが、一時的なイベントでの活用の可能性等も含め、今後の検討課題とさせていただきます。

また、市街地再開発事業の工事中における飲食店店舗の営業継続等については、各地区の準備組合を中心に適切に対応するよう、各準備組合に助言してまいります。

5 (8)

次に、区内のバリアフリーのまちづくりについて、お答えします。

02 近藤

北区の地形は、武蔵野台地に沿って高低差のある崖地が続いており、エレベーターを設置することにより、高齢者や障がい者の方々の利便性が向上するものと、認識しています。

ご提案の赤羽北2丁目子どもプール跡地へのエレベーターの設置については、新たなバリアフリールートであることから、区全体での視点やまちづくりの動向を踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の移動経路、生活関連施設の集積状況、移動円滑化の基準に即した整備の可能性などを多角的に検討し、優先度を定めていく必要がありますので、引き続き、研究課題とさせていただきます。

また、都市計画道路補助第86号線トンネル部へのエレベーター設置のご要望については、事業者である東京都に伝えてまいります。

6 (1)

次に要配慮者への支援についてお答えします。

まず、住宅確保要配慮者への支援についてです。

区では令和3年度に締結した包括連携を活かし、住宅確保要配慮者の方を対象とした見守り事業をはじめ、今年度からは住宅確保要配慮者の方のみが入居できる「専用住宅」の供給を促進するため、専用住宅の改修費及び家賃低廉化補助事業を実施しております。

また、居住支援に関連する各種セミナーや、居住支援に関する事業などを集約したパンフレットを作成し、居住支援協議会を通じて、関連団体への情報の共有にも努めてきたところです。

居住支援のパンフレットでは各種相談窓口や居住支援法人による支援などをご案内しており、いずれの窓口からも居住に関する相談を受け、居住支援法人へ繋げる体制を整えております。

現在、区内に居住支援法人はございませんが、北区を業務区域にしている居住支援法人と連携して、居住支援にかかわる住まいの相談や住ま

い探し等について対応しています。

居住支援法人は、改正住宅セーフティネット法に基づき、都道府県が指定しますが、居住支援にかかわる役割は大きいと考えておりますので、区内で居住支援に関して実績のある団体等が居住支援法人の指定を希望した場合には、東京都へ推薦するなど必要な支援を行ってまいります。

6 (2)

次に、障害者入所施設の進捗状況についてお答えします。

ご案内の候補地は、「都営桐ヶ丘団地建替計画」において、創出用地Bと位置付けられ、今後、東京都と区が連携を図りながら、福祉施設などの公共公益施設の導入を図る計画となっています。その中で、区が必要とする福祉施設の整備が図れる区域は、東京都との協議で約5千㎡程度であることを確認しています。

区としましては、この敷地条件の下で、「北区

基本計画2020」に位置付けた福祉施設等、整備を図る施設の検討を進めるとともに、民間活力を活用した整備を誘導するための協議を東京都と進めているところです。

このことから、現時点では、創出用地Bでの障害者入所施設の整備の見通しをお示しすることはできませんが、区内初の入所施設整備は、私の「150の政策」の中にも掲げており、今後、新たな「北区基本計画」に計画事業として位置付けるなど、本格的な検討の中で候補地の選定も進めてまいります。

6 (3)

次に、盲ろう者に対する支援について、お答えします。

「東京都北区手話言語の確立及び障害の特性に応じた意思疎通の支援に関する条例」では、すべての障害者が、可能な限り障害の特性に応じた意思疎通の手段を利用できる機会を確保され

るとされており、指文字もその一つであると認識しています。

指文字は、聴覚障害のある方の意思疎通の手段でもあり、障害者福祉センターの手話通訳者育成講座では、簡単な指文字もお伝えしていますが、受講者の中には、講習会で初めて指文字を知ったという方もいます。

区としましては、指文字について、まずは、障害者週間などの機会において、理解や普及・啓発の取り組みについて検討してまいります。

7

次に、火葬場についてお答えします。

墓地埋葬法では、火葬場の経営主体については、原則として市町村等の地方公共団体、又は宗教学法人、公益法人に限ることとされていますが、法施行以前からの経緯により、民間企業が運営する火葬場も存在しているのが現状です。

ご案内の厚生労働省の通知を受け、23区内で

火葬場が設置されている区では、火葬場の管理運営について調査確認を行い、特段の指摘事項は無かったと認識しておりますが、公益性の観点から、今後とも注視してまいります。

8

最後に、燃油 高騰の影響を受けている区内運輸事業者への支援策についてです。

原油や原材料価格の高騰等により、区内事業者の皆さまには、コスト削減等、事業の効率化に努めていただいておりますが、依然として厳しい経営状況であると認識しており、区といたしましては、新たな制度融資の創設などを通じて支援してきたところです。

今後も、国の燃料油価格 激変緩和策や、東京都の燃料費高騰 緊急対策等の動向を注視しつつ、区内中小事業者の景況把握に努め、必要な支援について検討してまいります。

以上、お答え申し上げます。

ベーシックサービスをはじめ、区民の皆様
の生活にとって重要な課題について、様々なご
提言をいただきました。

これらの区政の諸課題につきましては、
ご質問の趣旨を踏まえ、検討を進めてまいり
ます。

ありがとうございました。